

YUBISUI

NEWS

企業版

No. 110

2025

特集 年収の壁〈税制編・社会保険編〉



ゆびすいグループ

YUBISUI

法務TOPICS 03

役員変更の時期となります
登記漏れにご注意ください

特集 04

年収の壁〈税制編・社会保険編〉

部門紹介 08

相続サービス拡充へ、相続専門部紹介

知っトク情報 10

マイナンバーカードの主な活用方法

コンサルの現場から 12

大阪万博に見る「ヒト」が主役の時代

医療介護の今 14

ベースアップ評価料と生産性向上・
職場環境整備等支援事業

システム情報PORTAL 15

USBメモリの危険性について

セミナーのお知らせ 16

税制改正セミナー2025参加者募集のご案内

www.yubisui.co.jp



年末調整解説動画や
セミナー情報など
発信中です。





登記事業部
司法書士

筒井 琢也

法律以外にも趣味の筋トレを楽しみながら、柔軟な考え方を大切にしています。ご相談の際は、法律の専門家としてだけでなく、一人の人間として親しみやすく接することを心がけています。

役員変更の時期となります 登記漏れに ご注意ください

登記漏れは、法的な問題や予期せぬトラブルを招く可能性があります。重要な契約や財産の管理に関わるケースでは、後から大きな影響を受けることもあります。今回は登記漏れが発生する原因やそのリスク、適切な対応策について紹介させていただきます。

商業登記の意義と重要性

商業登記は、法人の商号や役員に関する情報を公示し、取引の信用や安全性を確保するための重要な制度です。適切な登記を行うことで、企業の信頼性を維持し、法的リスクを未然に防ぐことが可能になります。

登記が必要となる具体的なケース

登記申請が必要となる具体的なケースとしては、役員の変更や会社本店の移転、資本金の増減、商号の変更などが挙げられます。これらの変更が生じた際には、速やかに登記を行うことが求められます。

役員変更登記のタイミングに注意

中でも、役員の変更登記は特に多く見られる手続きの一つです。日本では4月1日から新年度が始まることに伴い、事業年度末を3月に設定している企業が多く存在します（全体のおよそ18%）。このため、定時株主総会のある5月から6月にかけては、多くの企業で役員改選が行われる時期となります。任期が2年程度であれば改選時期を意識しやすいも

の、定款で任期を最長の10年と定めている場合は、つい忘れてしまい、そのまま登記が放置されるケースも見受けられます。

登記懈怠のリスクと法的な影響

本来行うべき登記を怠ったままにすると、「登記懈怠」とみなされ、過料（ペナルティ）が科せられる可能性があります。

更に、最後の登記から12年が経過した株式会社は「休眠会社」として扱われ、法務局から通知が送付されます。これに対し、「事業を継続している旨」の届出を行わなければ、職権で解散扱いとなるおそれもあります。

適時の変更登記と予防的な確認のすすめ

このように、役員の変更に限らず、変更があった場合は、速やかに変更登記を行う必要があります。登記漏れによるリスクを防ぐためにも、定期的に登記事項を確認し、必要に応じて変更登記を行うことをおすすめします。

登記に関してご不明な点やご相談等のある方は、どうぞお気軽に登記事業部までお問い合わせください。

特集

年収の壁〈税制編・社会保険編〉

「年収の壁」とは、税制や社会保険制度において、一定の年収を超えると税負担や社会保険料の負担が増えることで、働き方に影響を与える仕組みのことです。特にパートやアルバイトなどで働く人々にとって、壁を越えることで手取り額が減少する可能性があるため、労働時間の調整や働き方の選択に悩むこともあります。本記事では、「年収の壁」を“税制編”と“社会保険編”に分けて、分かりやすく解説します。



堺 事業部
菅 修太郎

企業・公益法人など幅広く担当させてもらっています。最近ではマラソンにはまっています！（健康目的のため）

2025年改正、年収の壁 —税制編—

まずは「税制上の年収の壁」に焦点を当てて紹介いたします。

メディアでも取り上げられることが多かった「年収の壁」の変更について、ついに令和7年税制改正にて確定し、2025年より適用となります。

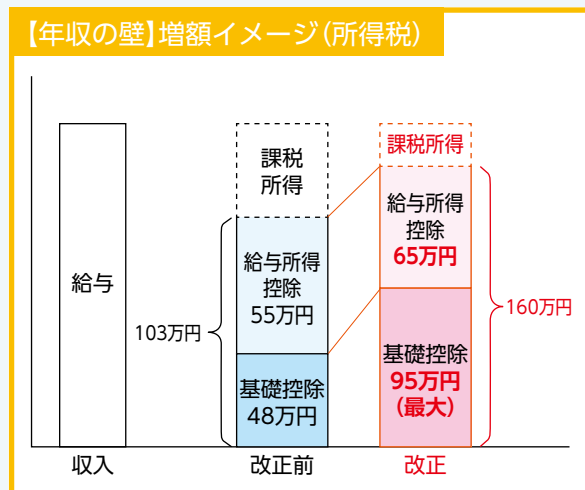
当初令和7年度税制改正大綱（令和6年12月公表）では、103万円の壁を123万円の壁に変更すると明言されていましたが、その後の自民・公明両党と国民民主党との3党協議を経て、160万の壁に変更されました。

今回は、令和7年度の税制改正の目玉でもある「年収の壁の改正」について、税目ごとに解説いたします。

1 所得税の壁 （給与所得控除、基礎控除）

改正前の年収の壁は給与収入が103万円となっており、その内訳は給与所得控除55万円＋基礎控除48万円となっています。この条件下では、103万円の壁を超えると所得税が発生する、かつ扶養に入ることができなくなっていました。

今回の改正で160万円の壁になり、その内訳は給与所得控除65万円（10万円UP）＋基礎控除95万円（最大で47万円UP）となりました。



基礎控除は、段階的に95万円から逡減していき、合計所得金額が2,350万円超になると改正前の48万円と同じになります。つまり、**2,350万円以下であれば基礎控除は最低で58万円、最高で95万円**となり給与収入が160万円を超える方でも減税となります。

納税者本人の合計所得金額	改正前	改正後
132万円以下		95万円
132万円超 336万円以下	48万円	88万円
336万円超 489万円以下		68万円
489万円超 655万円以下		63万円
655万円超 2,350万円以下	48万円	58万円
2,350万円超 2,400万円以下		48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円

2 所得税の壁（扶養の方） （扶養控除・配偶者控除・特定親族特別控除〈新設〉）

扶養に入っている方についても改正があります。そもその扶養控除の考え方は103万円から123万円に変更になりました。（給与収入の場合）

配偶者に関しては、扶養控除と比べて優遇されており、改正前は103万円までは配偶者控除、103万円超～150万円までは配偶者特別控除として扶養控除と同様の控除が適用できました。（給与収入が150万円を超えると控除額が逡減）今回の改正で150万円から160万円へと10万円増額されました。

さらに今回新設されたのは特定親族特別控除です。特定親族（19歳以上23歳未満の親族）を扶養している場合、その特定親族の収入が150万円までであれば最大で63万円の控除をとることができます。（給与収入が150万円を超えると控除額が逡減していきます。）

【年収の壁】		
項目	改正前	改正後
配偶者控除	103万円	123万円
配偶者特別控除	150万円	160万円
扶養控除	103万円	123万円
扶養控除（特定扶養親族）	103万円	150万円

3 住民税の壁

今回の改正前における住民税の壁は100万円の壁でした。それが改正により110万円の壁となりました。所得税と異なり、住民税の基礎控除は43万円となっています。今回の改正では住民税の基礎控除は改正されなかったため、給与所得控除の10万円増加分増える形となります。

ただし、お住まいの各自治体によっても住民税の壁は変わりますので110万円を下回る場合でも住民税が発生する可能性があります。

仮に160万円の給与収入があるときの住民税の金額は、約3万円となります。

4 まとめ


年収の壁と言っても、各種条件により税金が発生するラインは様々です。所得税だけに気をとられると住民税が発生したり、扶養に入ることができなくなり、扶養に入れている方の税金が上がったり、想定していない負担が増えてしまう恐れが生じます。それで世帯の手取りが増えるのであれば結果オーライですが、場合によっては手取りが増えずむしろ減ってしまう可能性もあります。

ご自身のケースについて、確認されたい方はゆびすいの担当者にご相談ください。


また弊社で「年収の壁セミナー」を開催しました。ご興味ありましたら下記QRコードよりご視聴ください。

20250424開催「年収の壁セミナー」


第1部 税務編 ▶



◀ **第2部 労務編**



Q&A回答動画 ▶



※視聴期限：2025年7月31日（木）

特集

年収の壁〈税制編・社会保険編〉

2025年改正、年収の壁

— 社会保険編 —



社 労 東 京 事 業 部

上 今 優 花

東京支店所属の上今です。東京都出身の犬好きです（パピヨンを飼っています） よろしくお願いたします！

続いては、「社会保険上の年収の壁」に焦点を当てて紹介いたします。

まず、社会保険については2025年中の改正となり、現在発表されている情報から今後の動きを予想する形でご紹介いたします。

社会保険上の影響として、年収が一定の水準を超えることで、扶養から外れたり、新たに社会保険への加入義務が生じたりすることが挙げられます。

「扶養制度」とは、保険料を払わなくても払ったとみなして社会保険を受けられる制度です。

また一口に「扶養」といっても、その適用要件は非常に細かく分類されており、制度も複雑です。

今回は、勤務先ごとの適用条件の違いや注意点、制度の行方について詳しく解説いたします。

1 勤務先の社会保険加入者数が「50人以下」の場合

この場合に意識すべきなのが、いわゆる「年収130万円の壁」です。

この「130万円」には、非課税・課税に関わらず通勤手当なども含まれます。また、実はこの金額は一律ではなく、年齢によって基準が異なる点にも注意が必要です。たとえば、60歳以上の方の場合は、基準が180万円に引き上げられます。

さらに注意したいのが、「年収130万円を超えて扶養から外れてしまったのに、勤務先の社会保険には加入できない」というケースです。

これは、会社の社会保険に加入するためには、原則としてその事業所で働く正社員の勤務時間・日数の4分の3以上働いていることが要件となるためです。

この基準を満たしていない場合には、国民健康保

険等に自分で加入しなければならないという状況が発生します。

※なお、年収が130万円未満であっても、上記の「4分の3要件」を満たしている場合は、社会保険の加入対象となります。

2 106万円の壁がなくなる！？

2025年は、5年に1度の社会保険制度の見直しの年です。社会保険制度は、少子高齢化によって財政の厳しさが増しており、保険料を支える現役世代の加入者を増やす必要があるため、近年「適用拡大」が積極的に進められています。

そんな中、5月16日に年金改革法案が閣議決定されました。そして法案には、「年収106万円の壁」の撤廃が含まれています。

3 年収 106 万円の壁とは

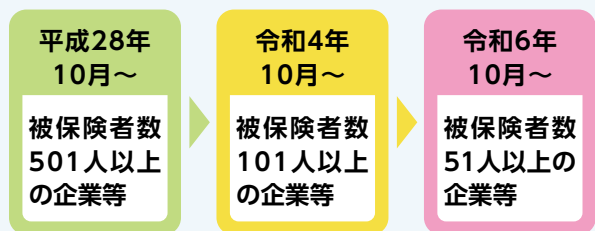
そもそも「年収 106 万円の壁」とは、法人全体における厚生年金保険被保険者 51 人以上の事業所（以下、特定適用事業所）において、以下の要件を満たす場合に社会保険に加入することになるため

- 週の所定労働時間が 20 時間以上
- 所定内賃金が月額 8.8 万円以上
- 2 カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

月額給与 88,000 円 × 12 ヶ月 = 106 万円の壁と言われています。

これらは、法律の公布から 3 年以内に撤廃するとされています。また、特定適用事業所の規模要件も 2027 年から段階的に廃止され、10 年後には完全撤廃となる予定です。

そのため、近い将来すべての事業所で、週 20 時間以上働くのであれば、年収に関係なく、社会保険に加入する、ということになります。



(※1) 企業規模要件

4 今後の支援策と 社会保険制度の課題

こうした適用範囲の拡大による影響を考慮し、政府は「壁」による働き控えを防ぐため、2026 年

10 月以降、手取り減少を補うための助成制度（例：キャリアアップ助成金）などの導入・拡充を進めています。

また、2025 年は「2025 年問題」の年でもあります。これは、「団塊の世代」が 75 歳以上の後期高齢者となり、医療・介護を中心とした社会保障費が急増することを指します。

日本の社会保険制度は、現役世代が高齢者を支える「賦課方式」を採用しています。そのため、制度を持続させるには、より多くの方に社会保険に加入してもらうことが重要です。

以上、「年収の壁～社会保険編～」についてご紹介いたしました。

今後も制度の動向にご注意いただきつつ、ご自身のライフスタイルに合った働き方を選択していただければと思います。



(※1) 参照 厚労省 HP

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/tanjikan.html>

相続サービス拡充へ、

2014年より立ち上がった相続専門部。年々需要が高まる傾向を鑑みて、ゆびすいグループの2025年重点目標でも全社を挙げて取り組む事業として、相続専門部の拡充を挙げています。

今回は、ゆびすいグループでサービス拡充に取り組んでいる相続専門部についてご紹介いたします。

税理士法人のお客様は様々な業種に分かれますが、そのいずれにも共通して発生するのが相続の仕事です。「多死社会」を迎えた日本の2023年の年間死亡者数は157万人。2040年にピークの166万人となり、その後も150～160万人で推移するとの推計です。我々のように相続ビジネスの担い手も人口減少による人手不足が予想され、親族を亡くされた失意の中、適切なサービスが受けられないお客様が続出することが容易に想像できます。

相続の業務は、税務だけでなく、広い分野の専門知識が必要です。相続専門部は2014年の創設以降、ノウハウを蓄積してきましたが、現状案件は堺・大阪に集中しています。今後は、専門知識を身に着けたエキスパートを全国に排出し、サービスの拡充に努めたいと考えております。



堺事業部兼相続専門部部門長
税理士

藤野直志

相続専門部メンバー

大阪・堺で10名のスタッフが活躍しています！

相続専門部では3ヶ月に一度研修を実施し、情報共有を行っています。

複雑な事例にもチームで対応する体制が整っています。



2025.3.27に行われた相続専門部研修。
この日はアプリの検証や複雑な相続事例について研修しました。

相続専門部紹介

広報室 × 藤野の
インタビュー形式で
ご紹介

相続専門部 Q&A

広報： 相続の話が出た際のご案内や対応はどのような流れでしょうか？

藤野： 初回の打ち合わせでは、ヒアリングベースで相続人の確定、財産内容と概算税額の算出、必要な書類・手続きのご案内、報酬の見積りまでを1時間半で行います。必要な資金も含めてゴールまで示して差し上げるのがお客様の安心感につながります。

広報： ゆびすいの相続専門部に依頼するメリットはどのような所でしょうか？

藤野： まず「資産税の提案ができること」です。ゆびすいにご相談・ご紹介いただく理由の中で、今の税理士から資産税の提案がないという理由が一番多いです。また相続専門部で蓄積したノウハウや登記事業部等とのワンストップサービスも魅力の一つです。各ご家庭の事情や財産内容は千差万別です。顧問先様以外の一見のお客様からのご依頼も多く、様々な知見から臨機応変な対応を行っております。

広報： 資産税の提案とはどのような内容ですか？

藤野： まず資産税とは、相続税・贈与税・固定資産

税に加え、所得税及び法人税の所得課税を含む広義の概念です。また、税制の枠を超え、遺言・信託・不動産関連の知識など幅広い専門知識を有する専門家が在籍しているからこそ、可能となる提案がございます。

広報： 相続準備を考えた時に知っておくべきポイントはありますか？

藤野： まずは、現状を把握することが大切です。①法定相続人は誰か？②相続財産がいくらあるのか？③誰にどの財産を分けたいのか？④相続税が概算でいくらかかるのか？これらの点を把握した上で、遺産分割や税金対策を考えていくことになります。全体を把握しないと適切な対策を採ることはできません。また、認知症になってからや、亡くなってからでは相続対策を行うことはできませんので、早めに弊社担当者にご相談されることをお勧めいたします。

広報： 読者の皆様にメッセージをお願いします。

藤野： 相続に関する手続きには、もう少し早く相談いただければ他の対応ができたといったケースも少なくありません。まずは、ご相談いただくことから相続準備をはじめてみませんか？

今後の課題と抱負

遺言書の作成や家族間での話し合いは、争いや誤解を未然に防ぎ、円滑な相続手続きにつながります。生前から相続準備を行い、相続時も弊社がお力になれるようにサポートいたします。



相続専門部 堺本社
林 宏樹

「ゆびすいさんに相続のことも相談できるの?」とお聞き頂くことも多いです。現状相続専門部は堺大阪のみですが、全国のお客様の対応が可能です。相続や遺言のことなど、お気軽にご相談下さい。



相続専門部 大阪事業部
税理士 吉田 卓司

“相続”のことはゆびすいにご相談ください

ゆびすい各担当者までご相談ください。

webフォームからもご相談を受付しております。「無料相談」お申込みはこちら➔



マイナンバーカードの 主な活用方法

2024年12月に、従来の健康保険証を廃止して《マイナ保険証》を基本とする仕組みへ変わったということは多くの方がご存知かと思います。まだマイナンバーカードを作っていない方も多いと聞きます。「実際、政府の言うように便利なものなのか。」と気になる方もおられると思いますので、今回、主な活用方法をご紹介します。

マイナンバーカードでできること

マイナンバーカードでできることとして、専用サイトには以下のように書かれています。

- ・個人番号を証明できる
- ・証券口座開設など民間のオンラインサービスで使える
- ・1枚で本人確認ができる
- ・コンビニで住民票の写しなどの公的な証明書を取得できる
- ・健康保険証として利用できる
- ・運転免許証として利用できる

これだけではあまりイメージが湧かないので、実際に本当に便利なのかどうか、利用シーン別に検証してみました。

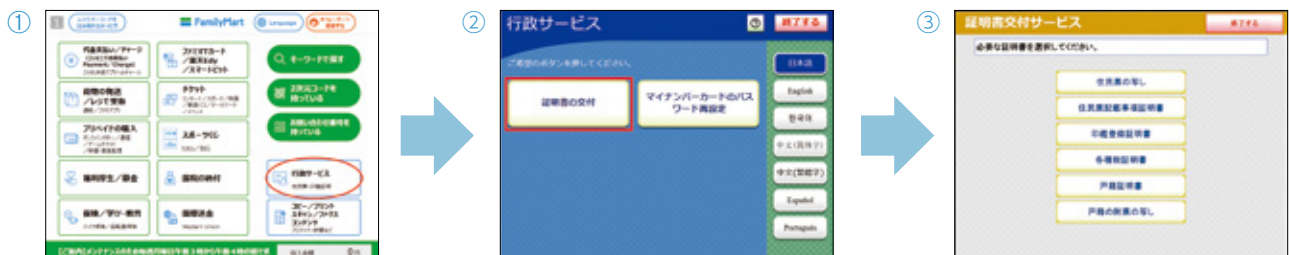
利用シーン①

～住民票・戸籍謄本の写しなどの公的な証明書取得～

市役所の窓口や証明書自動交付機での発行は平日9時～17時半で、夜間・休日は利用できません。コンビニであれば、昼休憩・外出先でのちょっとした隙間時間・休日にもサッと取得することができます。これは言うまでもなく便利です。ただ、通常生活するうえで証明書が必要なケースは限定的かもしれません（役員除く）

《端末（マルチコピー機）の利用方法・主な画面の紹介》

- ①コンビニに設置されているマルチコピー機で「行政サービス」を選択。（②以降はどのコンビニでも画面は一緒。）
- ②「証明書の交付」を選択し、端末所定の位置にあるカードリーダーにカードを設置。
- ③証明書を交付する市町村の選択、暗証番号の入力の後、



取得したい証明書を選択する。

- ④記載事項等の選択、お金の投入、必要部数の入力が入力済んだら印刷ボタンを押して完了。

※カードの取り忘れには十分ご注意ください。カード紛失時の煩わしさは次ページ参考記載。

利用シーン② ～マイナ保険証～

《医療機関のマイナ保険証カードリーダー》



～マイナ保険証利用のメリット～

- ・病院、薬局側での事務作業省略。
⇒待ち時間の短縮になる(かも)。
- ・高額療養費制度における限度額適用認定証の申請手続きが不要。
- ・就職、転職等があっても同じカードをそのまま使える。
- ・診療、薬剤、健診、医療費情報がマイナポータルで確認できる。

病院・薬局に上図のようなカードリーダーが置いてあります。使い方はカバーを取って置くだけなので簡単ですが、患者側は従来の健康保険証を窓口で手渡しするのと何ら手間は変わりません。ただ、病院・薬局側では情報入力の手間が省けたり、保険情報・薬歴がスムーズに確認できるため、待ち時間の短縮につながります。その他のメリットとしては、高額医療を受けた際に限度額適用認定証の申請をする必要が無いこと、就職・転職等があっても同じカードをそのまま使えること、過去の診療情報等がマイナポータルで確認できること、ぐらいかと思います。また、マイナンバーカードを健康保険証として利用するには登録が必要ですが、マイナポータルのサイトからだけでなく、病院・薬局のカードリーダーやセブン銀行のATMからでも登録が可能です。

利用シーン③ ～確定申告～

マイナンバーカードが役立つのはこの時期のみと言っても過言ではないぐらい、非常に便利です。添付書類不要、

還付が早い、マイナポータルからの各種自動連携など、メリットは多数です。国税庁 HP に下記のスマホ申告ガイドが用意されていますので、手順に沿って進むだけですぐ提出できます。併せて医療費連携も簡単に掲載しておきます。

《国税庁 HP：確定申告特集》

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/kakushin-sakusei/yoshiki.htm> →

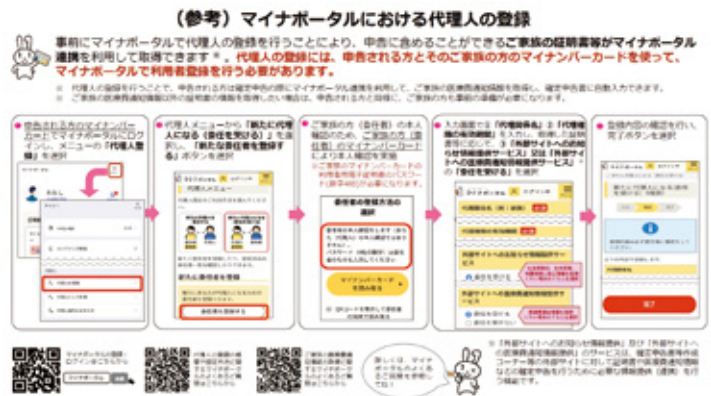


スマホ申告ガイド（簡易版）～マイナンバーカードで e-Tax～

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2024/kisairei/sp/index.htm>

《医療費連携の手順》

- ① マイナンバーカードの健康保険証登録
- ↓
- ② 医療費を合算したい家族分の代理人登録（右図参照）
- ↓
- ③ マイナポータル上で「医療費通知情報」を確認
- ↓
- ④ 国税庁・確定申告書作成コーナーで連携



利用シーン④ ～その他行政・民間オンラインサービス等～

例えば、保育認定・引っ越し手続き等の行政関係、証券会社の口座開設等の民間サービスに使えますが、結局面談のための来庁が必要であったり、マイナンバーカードが無

くてもちょっとした利用登録のみでオンライン申請ができたりしますので、現状、あまり大きなメリットは無いように思います。

利用シーン⑤ ～マイナンバーカードと運転免許証の一体化～

令和7年3月24日からマイナンバーカードと運転免許証の一体化が開始されました。（マイナ免許証）それに伴い免許証の保有状況が次の3パターンとなります。

- ① 運転免許証のみ（これまでと変わらない）
- ② マイナ免許証のみ（更新手数料が従来と比べて安く、講習をオンラインで受講する事が出来ます。）※オンライン

- ③ 運転免許証・マイナ免許証の2枚保有（更新手数料は①、②よりも高いがオンライン講習は受講可）又、住所等変更時にマイナポータルから手続きをすることで警察への提出が不要になるメリットも有ります。

参考 マイナンバーカードの紛失・盗難

マイナンバーカードの紛失・盗難の場合、下記のフローで手続きを行います。見つかった場合でも市役所窓口へ免許証等の別の本人確認書類を持参して手続きを行う必要があり、非常に面倒です。

《紛失・盗難の場合のフロー》

● マイナンバーカードの紛失に気が付いた・盗難に遭った。

- 利用停止手続き：マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178 ※ 音声ガイダンス2番）へ連絡。別途、**警察に遺失届または盗難届を提出、受理番号を入手**。都道府県によってはオンラインでも申請可能。
- 見つかった場合：市役所窓口で利用停止「解除」の手続き・電子証明書の再発行手続きを行う。
- 見つからない場合：市役所窓口でマイナンバーカード・電子証明書の再発行手続きを行う。（警察の受理番号が必要）

マイナンバーカードの主な活用方法についてご紹介しました。いまのところ、通常生活するうえで「画期的な便利さ」とまではいきませんが、皆様も一度試されてはいかがでしょうか。今後少しずつ実用性が高まることを期待しています。



経営コンサルティング事業部
中小企業診断士

水谷 祐貴

金融機関にて融資業務や経営企画
などを経験し、ゆびすい入社。ど
んなことでも、お気軽にご相談く
ださい。

大阪万博に見る 「ヒト」が主役の時代

2025年4月13日から「EXPO2025 大阪・関西万博（以下、「大阪万博」）」が始まった。一部のパビリオンの工事が間に合っていないという報道もあるが、一定の盛り上がりを見せているようである。そこで社会の未来を示すとされる万博から、長期的な経営環境の変化を考えてみたい。

万博の意義

大阪万博のHPを見ると、「万博では新しい技術や商品が生まれ、生活が便利になるきっかけとなります。」と記載されている。実際に、1853年にはエレベーター、1970年にはワイヤレステレフォンや電気自動車、2005年にはICチップ入り入場券やAEDが展示された。これらは実際に私たちの生活を便利にしており、万博の展示は社会の未来を示してきたと言える。これらは物理的な「ハード」の側面が強く、分かりやすい進化の例である。

ハードからソフトへ

ところで、「万博」と聞くと、一昔前のイメージを持つ人も多いのではないだろうか。過去の万博を紹介する映像を見ても、物理的な展示物に人が群がっている印象が強い。この背景には、技術進化の潮流の変化があるのだろう。2005年に「愛・地球博」が愛知県で開催されたが、その直後、変化の節目が訪れた。2000年代に入り光ファイバーによる高速インターネットが普及し、2007年にはiPhoneが発売された。この頃から、ハードウェアの成熟とともに、ソフトウェアの進化が加速していったと考えられる。

「ヒト」のための技術

では、大阪万博ではどのような技術の進化が示されるのだろうか。大阪万博のテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」であり、象徴的なのは私たち「ヒト」に最も密接な医療の分野である。大阪パビリオンでは、未来に実現を目指すヘルスケアや都市生活の体験、iPS細胞をテーマにした再生医療の可能性の発信を行う。今後、医療分野はさらなる発展が期待され、尽きることのないテーマとなるだろう。この医療分野こそ、ハードウェアの成熟とソフトウェアの進化を象徴する分野ではないだろうか。

経営におけるハードの成熟

昨今、職場にはPCがありインターネットに繋がっている。クラウドサービスを用いて業務を行い、Web会議やチャットで連絡を取る。また、事業運営の仕組みや社内ルールも成熟し、仮に整っていないと、あるべき姿は多くの人が理解している。つまり、経営におけるハード面はすでに成熟しつつあり、企業活動を行うための前提条件となっている。言い換えれば、ハード面が整っていることは「当たり前」になっている。

経営におけるソフト＝「人材」

では、経営におけるソフトとは何か。それこそ「人材」であり、ハードが成熟した今こそ、ソフトである人材が経営を左右する大きな要素となっている。そして、大阪万博のテーマである「いのち輝く未来社会」のとおり、企業に求められるのは、社員一人ひとりが豊かに生きることを支援する経営である。家庭を顧みずハードワークで給与を上げ、立身出世をよしとする時代は終焉を迎えつつある。昨今の賃上げや休暇制度の拡充などは、その一例と言えるだろう。

しかし賃上げなどは目前の課題である。では、長期的な経営環境において、どのような会社が人材を集め、強くなっていくのだろうか。かつてよく使われた「社員は家族」という言葉には、社員を家族のように大切にするという意味があった。しかし、共働きの浸透など働き方が変容する中で、その会社で働いていることを家族がよしと思うかどうか重要な観点となっている。社員の家族を招いたパーティーや社内見学を催している企業もある。「社員は家族」から、「家族ぐるみの社員」への変容が進んでいる。

リアルな繋がりへの回帰

テクノロジーの進化により、リモートワークが一般化した。対面コミュニケーションの価値が再認識されている。オンラインツールでは効率的な情報共有が可能だが、対面ならではの微妙なニュアンスや直感的なやりとりは代替が難しい。企業では、対面での研修や社員旅行の復活、オフィス出社の推奨が進んでおり、社内の結束力や信頼関係の強化が期待される。結果として、働きやすい環境の整備やチームワークの向上が、企業の持続的な成長につながる。

ソフト時代の経営とは

ハードの成熟により、経営の差別化はソフト面、つまり「人」に依存する時代に突入している。これからの企業経営では、給与や待遇の向上だけでなく、社員一人ひとりが自己実現できる環境を整えることが重要である。例えば、柔軟な働き方の導入やスキルアップの支援、心理的安全性の確保などが挙げられる。大阪万博の理念を取り入れ、単に働くだけでなく、人がいきいきと成長し、社会に貢献できる企業づくりが求められる。





医療介護専門部
川西未恵
金融機関との交渉等、資金繰り支援業務を長年に渡り経験。現在は主に医療・介護・福祉業界に貢献できるよう、精進しています。

ベースアップ評価料と生産性向上・職場環境整備等支援事業

ベースアップ評価料に関する今後の提出資料について

令和6年度の診療報酬改定で創設されたベースアップ評価料の届出をした医療機関等は、右記の書類等の提出が必要です。提出漏れ等のないようにして頂ければと思います。

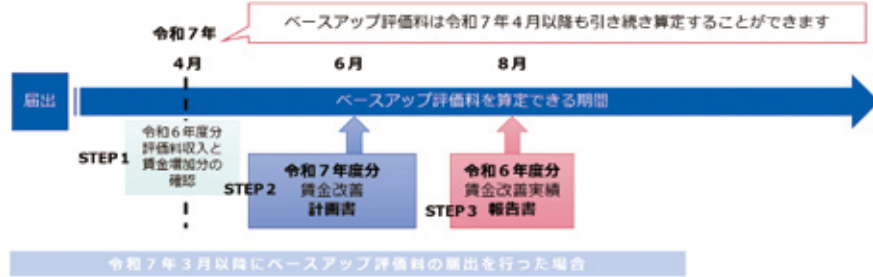
令和6年6月から令和7年2月までにベースアップ評価料の届出を行った場合※

STEP1 令和7年3～4月に 令和6年度分（資金改善開始～令和7年3月まで）の「ベースアップ評価料収入」と「資金改善措置による資金増加分」を確認します

STEP2 令和7年6月30日までに 令和7年度分の資金改善計画書

STEP3 令和7年8月31日までに 令和6年度分の資金改善実績報告書 を提出してください。

※令和7年3月1～3日に届出を行い、令和7年3月から算定を開始している場合も含みます



令和7年度内に追加で提出する書類はありません。

（注意）ベースアップ評価料（B）と入院ベースアップ評価料を届出している場合には、上記とは別に3か月ごとに区分変更の確認が必要です

出典：厚生労働省 HP 「ベースアップ評価料等について」

生産性向上・職場環境整備等支援事業について

令和7年3月31日までにベースアップ評価料の届出をされた施設は、次の①～③の経費に対して補助が出るようになっております。各都道府県のHPでご確認をお願い致します。

【補助対象経費】

- ① ICT 機器等の導入による業務効率化：タブレット端末、離床センサー、インカム等
- ② タスクシフト/シェアによる業務効率化：職員等の新たな配置によるタスクシフト/シェアにかかる経費
- ③ 給付金を活用した更なる賃上げ：賃金改善にかかる経費

【給付金額】

出典：大阪府 HP 「生産性向上・職場環境整備等支援事業」

病院	
有床診療所(医科・歯科)	許可病床数×4万円
無床診療所(医科・歯科)	1施設当たり 18万円
訪問看護ステーション	

許可病床数が4床以下の有床診療所は18万円が基準額です。

今後の情報について

今年の夏ごろには、介護情報基盤の活用に向け、新しいDX補助金も登場予定のようです。これらの補助金等をうまく活用されてはいかがでしょうか。



IT 戦略室

高橋 俊

ITらしくチャットやメールなどが主なコミュニケーションツールですが、一番好きなのは飲みニケーションです。お酒の味はわかりません。

USBメモリの危険性について

業務でのデータの受け渡しや持ち運びの手段として、USBメモリを日常にご利用されている場面はございませんでしょうか。

例えば、ネットワーク環境がない状況での資料共有や、作業データの一時保存など、利便性の高さから広く活用されているケースが散見されます。

過去、一時代を築いたといっても過言ではない、USBメモリですが、近年はその危険性が取りざたされています。今回は、USBメモリの危険性が取りざたされた経緯や対応方法についてご紹介いたします。

経緯

まず、大きな変動の理由として、「2005年に施行された個人情報保護法」や「2020年の改正個人情報保護法による、漏洩時における報告義務の強化や情報管理体制の見直し」などが挙げられます。また近年は情報漏洩による損害賠償請求などでも、多額の賠償金が認められるケースも多く、その主要な原因となっているUSB等の物理メディアの使用は、事業主にとって大きなリスクを孕んだものと考えられるようになりました。情報漏洩で有名な事例としては、2014年に発生したベネッセ情報漏洩事件が挙げられます。この事例は、ベネッセグループ企業に勤める派遣社員が、業務で使っていたPCに保存されていた顧客情報を不正に複製し、名簿業者に売却したことが原因で発生しました。流出にあった顧客が同社を訴えた結果、東京地裁はベネッセに対し、原告約5,000人のうち3,338人への賠償金、総額1,100万円の支払いを命じています。情報漏洩の再発防止策としてベネッセは、シンククライアントシステムの導入や、外部へのデータ持ち出しの厳格化などを実施しました。

リスクと対策

USBメモリには情報漏えいの他に、データ紛失、ウイルス感染など様々な危険性があります。

USB等物理メディア使用の代替策として、

メールでのデータ添付は勿論の事、近年では利便性の高いビジネスチャットや、クラウドストレージでのデータ交換等が行われるようになってまいりました。過去にはUSBメモリ等の普及によりフロッピーディスクが姿を消しましたが、次はUSBメモリが無くなりそうな時代です。

また情報管理のリスク管理を実現するには、技術的な制御やルールの策定だけでなく、従業員一人ひとりのセキュリティ意識を高める必要があります。USBメモリの危険性と対策の重要性について情報共有しながら、情報管理されることをおすすめします。



ゆびすいグループからのお願い

私どもゆびすいグループは、決算書・給与情報、マイナンバーなど、非常に機密性の高い情報を取り扱うサービスを展開しております。お客様の情報保護・リスクマネジメントの観点から、従業員は「原則USBメモリの禁止」をルールとしております。「どうしても」というケースでは現状は使用可能というルールとしておりますが、近い将来完全廃止とする予定です。

ご不便をおかけする事もあるかと存じますが、お客様の貴重な情報を守る為の取り組みとなりますので、何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

経営者・業務担当の方必見！



税制改正セミナー 2025

今注目の"年収の壁"の引上げ、電子納税、令和7年度税制改正について、最新の情報を交えて、各専門家より詳しく解説させていただきます。

参加費
無料

開催日時

7/7
2025 月 13:15
16:45

申込方法

ゆびすいHPまたは、本チラシ右下QRコードよりお申込みください

定員・申込締切 先着200名(締切 6/30迄)

開催方法

Zoom配信

対象

企業向け ※どなたでもご参加いただけます

1部 年収の壁(労務・税務共同) <13:15~14:15>

「160万円までなら扶養に入れるようになったと聞いたけどホントなの？」
あなたはこの従業員の質問に答えられますか？年収の壁については、税務だけでなく社会保険についても配慮が必要です。
従業員からの質問に回答できるように年収の壁について解説を行います。



司会
税理士法人ゆびすい
税理士 貝塚 浩史



講師
ゆびすい労務センター
林 拓郎



講師
税理士法人ゆびすい
税理士 瀬田 健人

2部 ダイレクト納税 <14:30~15:30>

納付書による納税について、各銀行は取扱いを終了していく傾向にあります。税務署においても納付書の送付を廃止するなど、電子納税推進に向けて大きく舵を切っています。電子納税は使ってみると、銀行の窓口で並ばなくていいなど利便性の高いものになっています。
本セミナーにて基本的な取り扱いを紹介いたしますので、電子納税を始めるキッカケにしてください。



講師
税理士法人ゆびすい
税理士 天谷 翔

3部 令和7年度税制改正 <15:45~16:45>

2025年3月に国会で承認された令和7年度税制改正について解説を行います。
売上高100億円を目指す企業に向けて大幅な税制優遇やそれに関連する補助金の創設など大胆な改正項目が盛り込まれています。
設備投資を検討されている企業様は是非ご参加ください。



講師
税理士法人ゆびすい
税理士 石田 圭



講師
税理士法人ゆびすい
税理士 安達 恵美

お問い合わせ先▶▶税理士法人 ゆびすい 堺事業部 前田
(平日9:30~16:00受付) ☎ 072-238-0171

お申込み
はこちら▶

